

個人情報を扱っている会社は
全て届出が必要？

個人情報の中国国外への提供・移転 ～ 個人情報出境標準契約の届出に関する対応

2023年9月

個人情報保護影響評価（PIA）は、
どの会社でも行う必要がある？

「届出期限は11月末」と
聞いたけれど？

弁護士法人キャストグローバル
弁護士 金藤 力

ありませんか？ 古い知識や思い込み...

個人情報を取っている会社は全て届出が必要？

全ての会社ではなく、個人情報を中国国外に移転・提供する場合に必要となります。

《個人情報保護法》第39条に基づく同意の取得と、同法第38条に定める3種類の行政手続（下記①～③）のいずれかを行うことが、法律上求められています。

従来、この①～③の手続の細則がなかったため、事実上まだ制度が実施されていませんでしたが、①が2022年9月1日から、③が2023年6月1日から施行され、それぞれ半年間の移行期間が設定されました。

本人に対する
所定事項の告知
+
単独同意の取得

and

①安全評価に合格すること

or

②専門業務機構の実施する個人情報保護認証を経ること

or

③標準契約にしたがい中国国外の受領者との間で契約を締結すること

参考：データの国外移転のための3種の行政手続

場面・条件	
データ出境安全評価	<p>以下のうち<u>いずれか1つ</u>の事由がある場合には、データ出境安全評価を申請しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) データ処理者が境外に対し重要データを提供するとき (二) <u>基幹情報インフラストラクチャーの運営者および100万人以上の個人情報</u>を処理するデータ処理者が境外に対し個人情報を提供するとき (三) <u>前年1月1日から累計で境外に対し10万人の個人情報または1万人の機微な個人情報</u>を提供したデータ処理者が境外に対し個人情報を提供するとき (四) 国のネットワーク安全・情報化部門が定める、データ出境安全評価を申請する必要があるその他の事由
個人情報 の国境を跨ぐ 処理活動にか かる安全認 証	<p>認証を受けるための条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> a) GB/T 35273 《情報安全技术 個人情報安全規範》に適合すること b) TC260-PG-20222A 《個人情報のクロスボーダー処理活動安全認証規範》に適合すること
標準契約の締結	<p>以下の事由を<u>同時に（すべて）満たす</u>場合には、標準契約を締結する方式で中国境外へ個人情報を提供することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 基幹情報インフラストラクチャーの運営者ではないこと (二) 処理する個人情報が100万人に満たないこと (三) 前年1月1日から累計で境外に対して提供した個人情報が10万人に満たないこと (四) 前年1月1日から累計で境外に対して提供した機微な個人情報が1万人に満たないこと

ありませんか？ 古い知識や思い込み...

「届出期限は11月末」と聞いたけれど？

「個人情報出境標準契約」の手續期限が11月末となっています。

2023年2月22日、《個人情報出境標準契約弁法》が發布され、6月1日から施行となりました。これにより、個人情報の国外提供のための3つの手續のうち、「標準契約」による場合の手續が明確にされ、届出手続のガイドラインも公表されています。

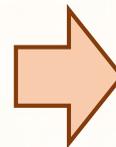
この「標準契約」の届出の期限が、2023年11月末までとなっています。

標準契約の締結及び届出に関する手續の概要

個人情報保護影響評価
(第5条)

+

標準契約の締結(第6条)



省級のインターネット情報部門
への備案(届出)(第7条)

ありませんか？ 古い知識や思い込み...

個人情報保護影響評価(PIA)は、どの会社でも行う必要がある？

いいえ、個人情報の国外移転など、一定の活動がある場合のみが対象です。

個人情報保護影響評価は、《個人情報保護法》第55条各号に掲げる活動がある場合に必要になります。これまでは評価結果を外部に提出することは求められていなかったため、事実上、実施しなくても支障はありませんでした。しかし、今回の「標準契約」の届出時に合わせて提出が必要とされたため、対応が必要となってきています。

《個人情報保護法》

第55条 次に掲げる事由の1つがある場合には、個人情報処理者は、事前に個人情報保護影響評価をし、かつ、処理状況について記録をしなければならない。

- (一) 機微な個人情報を処理するとき。
- (二) 個人情報を利用して自動化された意思決定をするとき。
- (三) 個人情報の処理を委託し、他の個人情報処理者に対し個人情報を提供し、又は個人情報を公開するとき。
- (四) 境外に対し個人情報を提供するとき。**
- (五) 個人の権益に対し重大な影響を有するその他の個人情報処理活動

個人情報保護影響評価の手續、具体的にはどうすれば？

個人情報保護影響評価の進め方としては、概ね、以下のような流れになります。
外部への委託の可否など、詳しくは弊グループ各拠点までお問い合わせください。
また、通常の場合、**是正・改善**を行う作業が生じてくることが予想され、そのための期間が必要となる点、あらかじめご留意ください。

1. 個人情報在国外に提供される場面・シーンの識別

個人情報の棚卸を行い、個人情報在国外に提供される場面を特定します。

2. 個人情報の国外提供の適法性確保のための準備

個人情報の棚卸結果に基づいて、質問表やリストその他の資料を作成します。

3. 現状における管理とあるべき管理との差異の分析

上記の作業を通じて認識された現状を、法律上あるべき状態と比較します。

4. **是正・改善**の実施、評価報告書の作成

社内規程や文書・書式類の整備などを実施のうえで、評価報告書を作成します。

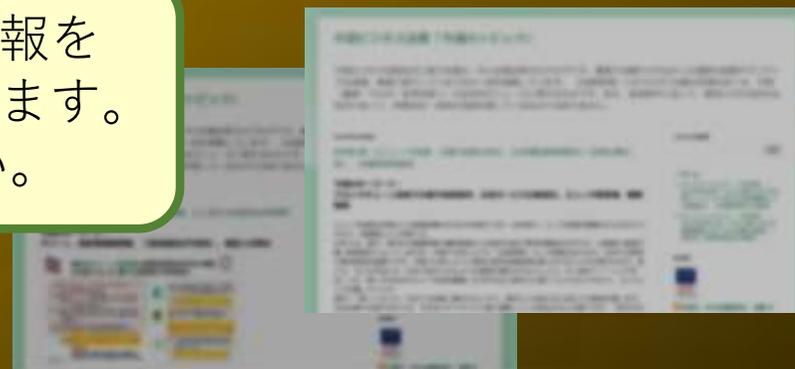
弁護士が語る 中国ビジネスの現況

弁護士・中小企業
金藤 力

中国法務 トピック

検索

ブログでも最新情報を
一部ご紹介しています。
是非ご覧ください。



弁護士法人キャストグローバル 大阪事務所
パートナー・大阪事務所代表
弁護士 金藤 力 (かねふじちから)
E-mail : kanefuji@castglobal-law.com
Tel : 06-4706-0780 (代表)

Webサイト (キャストグローバル中国ビジネス) :
<https://castglobal-china.biz/>